

岐阜市附属機関のWeb会議サービスの利用に関する要領

令和3年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市附属機関等の設置等に関する要綱（令和2年8月19日決裁）第15条の規定に基づき、附属機関のWeb会議サービスを利用した会議に関し基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「Web会議サービス」とは、全部又は一部の委員が、会議において映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるものをいう。

(会議の実施)

第3条 Web会議サービスは、附属機関において必要な審議を支障なく行うことができる場合に利用できるものとする。

2 Web会議サービスを利用する場合は、委員長（附属機関の会務を総理する者をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

(出席)

第4条 Web会議サービスを利用して出席した委員は、会議開催の定足数に含めるとともに、意思決定をするための手続（議決、多数決等）に参加できるものとする。

(留意事項)

第5条 委員長は、会議の開催にあたっては、事前にWeb会議サービスを利用しての発言方法（挙手等）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるかどうかを確認しなければならない。

2 Web会議サービスの利用において、映像が送受信できなくなった場合であっても、当該委員の音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる場合は、当該委員を会議に出席したものとみなす。

3 Web会議サービスの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該委員は、音声が継続的に送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議サービスを利用する委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

5 附属機関における会議が非公開で行われる場合において、委員は委員以外のものに会議を視聴させてはならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。